

令和3年12月

緑地等適正管理事業実施要領第3(4)

「事業の内容」にある助成対象について

1 治療行為等とは

助成対象とする治療行為等は、原則として対象樹木の治療、樹勢回復に必要な次の行為とする。

(1) 薬剤の注入や散布

ただし、予防措置は対象としない。

(2) 土壌改良

(3) 樹体の倒壊防止及び樹勢回復に必要な切除、剪定

ただし、枯死した枝等の除去、樹形整形のための剪定は対象外とする。

(4) 対象木の樹勢回復に必要な周辺木の切除、剪定

ただし、周辺木の伐採は対象外とする。

(5) 地際部、主幹部の材内腐朽の拡大を防止するための行為

※ 助成対象外

樹木の保護のために必要なものであっても、原則として樹木の倒壊や枝の落下を防止するための支柱設置等の行為は助成対象としない。

2 県民の多くが未来に継承していくことが必要と認める樹木とは対象樹木は原則として次のものとする。

(1) 天然記念物などに指定されている巨樹・古木

(2) 「三重の巨樹・古木」等に掲載されている樹木

(3) 地域の貴重な樹木であることの根拠が明らかな巨樹・古木